

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○随意契約の相手方の決定	(税務課)	227
○国民健康保険組合の規約の変更認可	(医療保険政策課)	228
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更	(〃)	229
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	(〃)	230
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	(〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	(地域福祉推進課)	231
○随意契約の相手方の決定	(医療課)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(山城広域振興局)	〃
○公共測量の終了	(用地課)	〃
○道路の区域変更	(山城北土木事務所)	232
○道路の供用開始	(〃)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局)	〃
○府営土地改良事業計画の変更	(〃)	233
○農業経営基盤強化促進法に基づく事業規程の変更承認	(経営支援・担い手育成課)	〃
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課)	〃
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	(〃)	〃
○道路の位置の指定	(丹後土木事務所)	〃
○道路の位置の指定の変更	(山城南土木事務所)	234
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所、山城南土木事務所)	〃

公 安 委 員 会

○警備業法に基づく検定の実施	〃
----------------	---

告 示

京都府告示第220号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 委託業務の名称及び数量

京都府税務支援システム運用等業務 一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部税務課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 契約日

令和8年4月1日

(4) 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社京都支店

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8

(5) 契約金額

136,682,700円

- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号
- 2(1) 委託業務の名称及び数量
京都府税務支援システム令和 6 年度法人税制改正対応改修業務（令和 8 年度分）一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 契約日
令和 8 年 4 月 7 日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支店
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8
- (5) 契約金額
55,352,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号



京都府告示第 221 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 2 項の規定により、次のとおり京都料理飲食業国民健康保険組合の規約の変更を令和 8 年 4 月 8 日認可した。

令和 8 年 4 月 24 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項
組合の地区に次の区域を追加する。
摂津市



京都府告示第 222 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 24 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションユースフル宇治	宇治市広野町桐生谷 25 の 20 ワイズビレッジ 102 号室	株式会社アシスト	令 8. 4. 1
訪問看護ステーションはぐるま	亀岡市宇津根町矢代出 4 の 12 2 F	株式会社 GEAR BLUE	〃
医療法人はなまるなかむら眼科クリニック	城陽市平川山道 46 の 25 の 6	医療法人はなまる	8. 3. 1
春日薬局	〃 富野西垣内 24 の 1	大西 吉文	〃
リノデンタルクリニック	向日市寺戸町北前田 13 の 1	網代 拓二	8. 3. 12
カインド訪問看護ステーション	相楽郡精華町下狛下馬 9	株式会社カインドライフ	8. 4. 1



京都府告示第 223 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 24 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションぴかハート	新 亀岡市安町釜ヶ前 25 の 1 旧 〃 曾我部町寺広畑 29 の 1	特定非営利活動法人自宅生活応援団ぴかピカ	令 8. 3. 12
新 医療法人社団はら内科クリニック	城陽市平川車塚 16 の 4	新 医療法人社団はら内科クリニック	8. 3. 1
旧 医療法人社団高田内科		旧 医療法人社団高田内科	



京都府告示第 224 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 4 月 24 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
井上歯科医院	舞鶴市字浜744	井上 博明	令 8. 2. 20
なかむら眼科クリニック	城陽市平川山道46の25	中村 元	8. 2. 28
ツバサ薬局八幡店	八幡市八幡三本橋1の9	株式会社オフィスケン	〃
カインドナーズ桜	相楽郡精華町祝園長塚18の2	株式会社美カインド	8. 3. 31



京都府告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人自宅生活応援団びかピカ	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションびかハート	新 亀岡市安町釜ヶ前25の1	令 8. 3. 12
			旧 〃 曾我部町寺広畑29の1	



京都府告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森田 英美	DEMI鍼灸・接骨院	宇治市木幡平尾28の1042	令 8. 3. 9



京都府告示第227号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144

号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーションユースフル宇治	宇治市広野町桐生谷25の20 ワイズビレッジ102号室	株式会社アシスト	令 8. 4. 1
訪問看護ステーションはぐるま	亀岡市宇津根町矢代出4の12 2F	株式会社G E A R B L U E	〃
医療法人はなまるなかむら眼科クリニック	城陽市平川山道46の25の6	医療法人はなまる	8. 3. 1
春日薬局	〃 富野西垣内24の1	大西 吉文	〃
リノデンタルクリニック	向日市寺戸町北前田13の1	網代 拓二	8. 3. 12
カインド訪問看護ステーション	相楽郡精華町下狛下馬9	株式会社カインドライフ	8. 4. 1

京都府告示第228号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
訪問看護ステーションびかハート	新 1 亀岡市安町釜ヶ前25の	特定非営利活動法人自宅生活応援団びかピカ	令 8. 3. 12
	旧 29の 1 曾我部町寺広畑		
新 医療法人社団はら内科クリニック	城陽市平川車塚16の 4	新 医療法人社団はら内科クリニック	8. 3. 1
旧 医療法人社団高田内科		旧 医療法人社団高田内科	

京都府告示第229号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 4 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
井上歯科医院	舞鶴市字浜744	井上 博明	令 8. 2. 20
なかむら眼科クリニック	城陽市平川山道46の25	中村 元	8. 2. 28
ツバサ薬局八幡店	八幡市八幡三本橋 1 の 9	株式会社オフィスケン	〃
カインドナー ス桜	相楽郡精華町祝園長塚18の 2	株式会社美カインド	8. 3. 31

京都府告示第230号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
特定非営利活動法人自宅生活応援団びかピカ	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションびかハート	新 1 亀岡市安町釜ヶ前25の	令 8. 3. 12
			旧 29の 1 曾我部町寺広畑	

京都府告示第231号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
森田 英美	DEMI鍼灸・接骨院	宇治市木幡平尾28の1042	令 8. 3. 9



京都府告示第232号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 委託業務の名称及び数量
京都府立洛南病院電子カルテシステムサーバ等の更新 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立洛南病院事務部会計課
宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
- 3 契約日
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社医療情報システム
大阪市中央区平野町一丁目4番8号
- 5 契約金額
74,327,000円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号



京都府告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の

指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相楽郡笠置町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
相楽郡笠置町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、笠置町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和8年京都府告示第64号）が令和8年3月25日終了した旨測量計画機関の長である宮内庁書陵部陵墓課長から通知があった。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都市北区平野八丁柳町及び等持院東町並びに上京区行衛町



京都府告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年4月24日から令和8年5月8日まで縦覧に供する。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 大津南郷宇治線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宇治市宇治金井戸6の1から	前	最小 24.2 ^m	49.6 ^m
		最大 28.0	
宇治市宇治金井戸5の1まで	後	最小 41.1	
		最大 47.1	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 八幡木津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
八幡市八幡土井120の3から	前	最小 14.9 ^m	0.8 ^m
		最大 15.2	
八幡市八幡土井120の3まで	後	最小 15.0	
		最大 15.0	
八幡市八幡土井120の乙の2から	前	最小 10.0	0.6
		最大 14.3	
八幡市八幡土井143の1まで	後	最小 10.0	
		最大 14.3	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和

8年4月24日から令和8年5月8日まで縦覧に供する。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 大津南郷宇治線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市宇治金井戸6の1から 宇治市宇治金井戸5の1まで	令和8年4月24日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 八幡木津線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
八幡市八幡土井117から 八幡市八幡土井143の1まで	令和8年4月24日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 上田 明
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目3番22号 代表取締役 今井 康博 ほか11業者	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目3番22号 代表取締役 今井 康博 ほか12業者	令 8. 3. 28 ほか	小売業を行う者の名称及び代表者の変更並びに出店のため

- 2 届出年月日
令和8年4月1日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和8年4月24日から令和8年8月24日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により府営土地改良事業（田辺排水機場地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和8年4月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の府営土地改良事業（田辺排水機場地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年4月24日から令和8年5月14日まで
- 3 縦覧の場所
京都府山城広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京都府山城広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録を閲覧することができる。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり事業規程の変更を承認した。

令和8年4月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

事業規程を定めた者	変更の承認に係る事業の種類	承認年月日	変更理由
一般社団法人京都府農業会議	法第7条各号に掲げる事業	令 8. 4. 16	土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正により、土地改良事業の対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地が追加されたことに伴う所要の改正を行うため

福知山市から福知山都市計画地区計画（上六人部地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

福知山市から福知山都市計画地区計画（福知山駅周辺・駅南地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
丹第57号	令 8. 4. 16	京都府丹 後土木事 務所	京丹後市大 宮町周積小 字 亀ヶケ 1616の5	m 44.6	m 最小 6.0 最大 6.0



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定変更 番号	指定変更 年月日	所管土木 事務所名	変 更 後 別	道路の 位 置	道路の 延 長	道路の 幅 員
第1305-1 号	令 8. 4. 14	京都府山 城南土木 事務所	前	木津川市 木津宮ノ 裏204の 1	m 62.3	最小 4.0 最大 4.0
			後		38.0	



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年4月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡安居塚30の1の一部、94の3
(関連区域)
八幡市八幡安居塚94の7の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
八幡市八幡三本橋44の1
丸菱建設株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市富野池ノ内63の一部、65の24
(関連区域)
城陽市富野池ノ内63の1の一部、65の2の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市右京区太秦開日町8の1
野村 好彦
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市吐師小林2の1、2の2の一部、3の1、

市有地
(関連区域)

木津川市吐師小林1の2の一部、2の2の一部、久保3の2の一部、3の3の一部、4の2の一部、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市大久保町上ノ山36の1
株式会社ホームズ

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第67号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

- 1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
交通誘導警 備業務2級	学科 試験	令和8年8月 5日(水)	午前10時から 正午まで	京都市上京区下 長者町通新町西 入藪之内町85番 地3 京都府警 察本部
	実技 試験	令和8年9月 5日(土)		
貴重品運搬 警備業務2 級	学科 試験	令和8年8月 5日(水)	午後2時から 午後4時まで	京都市上京区下 長者町通新町西 入藪之内町85番 地3 京都府警 察本部
	実技 試験	令和8年9月 5日(土)		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

<p>2 試験の科目</p> <p>(1) 交通誘導警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 車両等の誘導に関すること。</p> <p>(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 車両等の誘導に関すること。</p> <p>(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。</p> <p>3 受検定員 各20人</p> <p>4 検定対象者 検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 京都府内に住所地を有する者</p> <p>(2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者</p> <p>5 受検申請の手続</p> <p>(1) 事前申込み 検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。</p> <p>ア 受付期間 令和8年7月9日（木）及び令和8年7月10日（金）（受付時間は、午後1時から午後4時までとする。）とする。</p> <p>イ 申込先 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。</p>	<p>(イ) 電話1本につき、1人の受付とする。</p> <p>(ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。</p> <p>(2) 検定申請書の提出</p> <p>ア 提出期間 令和8年7月21日（火）から令和8年7月23日（木）まで（提出時間は、e-Govによる提出を除き、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。</p> <p>イ 提出書類</p> <p>(ア) 検定申請書 1通</p> <p>(イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類</p> <p>a 4の(1)として申請する場合 住所地を疎明する書面 1通</p> <p>b 4の(2)として申請する場合 京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 写真（検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚</p> <p>(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通</p> <p>ウ 提出先</p> <p>(ア) 4の(1)として申請する場合 その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）</p> <p>(イ) 4の(2)として申請する場合 その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）</p> <p>エ 提出方法 e-Govによる提出を除き、検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。</p> <p>6 受検に必要なもの</p> <p>(1) 学科試験 受検票及び筆記具を持参すること。</p> <p>(2) 実技試験 筆記具及び運動靴を持参すること。 なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。</p> <p>7 検定手数料 検定手数料は、検定申請書の提出時に納付することとし、e-Govにより提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務2級 14,000円</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 16,000円</p> <p>8 問合せ先</p>
--	---

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）